

建設業法第27条の37の規定に基づく届出団体 各位

「職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）」の廃止について

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

職場における積極的な検査等の実施につきましては、事業者の取組状況を把握することを目的として、令和3年7月6日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡「職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）」により、当面の間、事業者が抗原定性検査キットを購入する場合、購入個数について内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室に報告することとしておりました。

他方、ハイリスク施設※等以外の事業所においては保健所等による積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は求められなくなったこと、抗原定性検査キットがOTC化されたこと、自宅で速やかな療養開始を希望する場合は抗原定性検査キットでセルフチェックすることが可能となったなど、新型コロナウイルス感染症対策のあり方が変化したことから、当該事務連絡を廃止し、令和4年11月末をもってオンラインによる報告用フォームの運用を終了することについて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、貴団体におかれましても別添内容についてご理解等いただきますとともに、貴会会員に対しましても、周知等の対応をしていただけますようよろしくお願いいたします。

※ハイリスク施設…高齢者・障害児者施設、医療機関

(別添) 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡

『「職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）」の廃止について』

以 上

事務連絡
令和4年10月24日

不動産業関係団体の長 殿
建設業関係団体の長 殿
建設関連業団体の長 殿
資機材関係団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局

「職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）」の廃止について

職場における積極的な検査等の実施につきましては、事業者の取組状況を把握することを目的として、令和3年7月6日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡「職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）」により、当面の間、事業者が抗原定性検査キットを購入する場合、購入個数について内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室に報告することとしておりました。

他方、ハイリスク施設※等以外の事業所においては保健所等による積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は求められなくなったこと、抗原定性検査キットがOTC化されたこと、自宅で速やかな療養開始を希望する場合は抗原定性検査キットでセルフチェックすることが可能となったなど、新型コロナウイルス感染症対策のあり方が変化したことから、当該事務連絡を廃止し、令和4年11月末をもってオンラインによる報告用フォームの運用を終了することについて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、貴団体におかれては、別添について了知いただくとともに、貴会会員に対しても、周知等の対応をしていただきますよう、よろしく願いいたします。

※ハイリスク施設…高齢者・障害児者施設、医療機関

（別添）内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡

「『職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）』の廃止について」

令和3年7月6日付事務連絡「職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）」の廃止について、所管団体及び独立行政法人等への周知をお願いします。

事務連絡

令和4年10月21日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

「職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）」の廃止について

平素より大変お世話になっております。

職場における抗原定性検査キットを活用した検査の取組状況を把握するため、令和3年7月6日付事務連絡「職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）」において、「当面の間、事業者が、抗原簡易キットを購入する場合、購入個数について、当室宛てに報告を求めること」としていたところです。

一方、令和4年3月16日（同年7月30日改正）付事務連絡「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」により、ハイリスク施設等以外の事業所においては、保健所等による積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限を求めないこととしております。

また、抗原定性検査キットのOTC化や、令和4年9月12日（同年9月22日改正）付事務連絡「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」において、「症状が軽いなど、自宅で速やかな療養開始を希望される方は、抗原定性検査キットでセルフチェック」する旨、お示したところです。

こうしたことを受け、本事務連絡を廃止し、あわせて令和4年11月末をもって以下の報告用フォームの運用を終了いたしますので、所管団体及び独立行政法人等への周知をお願いいたします。

○報告用フォーム

<https://www13.webcas.net/form/pub/cas/form01>

【問合せ先】 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（総括班）

TEL: 03-6257-1309

令和3年6月25日付事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」において、事業者が、医薬品卸売販売業者に確認書を提出することで、抗原簡易キットを購入することができる旨お示したところですが、抗原簡易キットを活用した職場における検査の取組の現状を当室において把握する際の参考として、当面の間、事業者が、抗原簡易キットを購入する際、当室宛てに報告を求めることといたしますので、関係団体等への周知をお願いいたします。

事 務 連 絡
令和3年7月6日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）

平素より大変お世話になっております。

令和3年6月1日付事務連絡「職場における積極的な検査等の実施について」において、職場における抗原簡易キット等を活用した検査の実施について、管内地方公共団体、関係団体等への周知をお願いするとともに、同月25日付事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」では、事業者は、検査を管理する従業員がいることや連携医療機関の名称などについての確認書を医薬品卸売販売業者に提出し、抗原簡易キットを購入することができる旨お示したところです。

こうした中で、事業者における抗原簡易キットを活用した検査についての取組状況を把握し、今後の取組に活用するため、当面の間、事業者が、抗原簡易キットを購入する場合、購入個数等について、当室宛てに報告を求めることといたします（購入しない場合は報告不要です。）ので、以下の報告用リンクとともに、関係団体等への周知をお願いいたします。

なお、本報告は、抗原簡易キットを活用した職場における検査の取組の現状について、当室が現状把握を行う際の参考としてお願いするものであり、報告の有無は、抗原簡易キットの購入可否に影響を与えるものではありません。

○報告用リンク

<https://www13.webcas.net/form/pub/cas/form01>

（フォームの質問事項は6問で、回答にかかる時間は5分程度です。）

【問合せ先】 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（総括班）
担当者： 清水、山口 TEL：03-6257-1309